

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		シルバー人材センター事業		整理番号	30								
2 予算科目		3	款	2	項	1	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○			
3 事業期間		年度から		年度まで		高齢者の雇用の安定等に関する法律		8 総合戦略への掲載					
4 事務分類		法定受託事務		○	自治事務		桐生市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱		9 市長公約での位置付け		無	No	
5 国県補助		なし											
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		市内在住の60歳以上の高齢者		どのような状態にしたいか（意図）					
		方法		直接実施		委託・指定管理		○	補助金		貸付		
												その他（ ）	
		事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載） 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務にかかるものの機会を確保し、その就業を援助してこれらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにすることで、地域の高齢者の福祉の増進に資することを目的に設置されている桐生市シルバー人材センターの事業に対して、補助金を交付している。 なお、桐生市シルバー人材センターの事業活動に対しては、国や群馬県からも別途補助金が交付されている。 令和6年度補助金額 12,103千円											
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）											
		業務名		業務内容概要									
		補助金認定・支出		シルバー人材センターからの補助申請、交付決定、支出									
		広報掲載		シルバー人材センターの会員募集や行事について広報に掲載する。									

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	12,103		12,103	
	人件費		千円	1,095		1,095	
	内訳	職員	人	0.15	1,095	0.15	1,095
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	13,198		13,198	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	131		131		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	13,198		13,198	
2 活動指標	会員数（各年度末）	目標値	人	460		460	
		実績値	人	445			
		達成度	%	97		0	
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	就業延人数	目標値	人	50,000		50,000	
		実績値	人	49,861			
		達成度	%	100		0	
	契約金額	目標値	千円	230,000		230,000	
		実績値	千円	232,271			
		達成度	%	101		0	

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

シルバー人材センター事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black; padding: 5px;">A</p>	<p>高齢者が就業を通じて生きがいを創出するシルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の福祉増進に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度シルバー人材センター年間事業実績 会員数 445人(令和7年3月31日現在) 受注件数 2,253件(請負・委任 2,184件、派遣 69件) 契約金額 232,270,149円(請負・委任 139,335,965円、派遣 92,934,184円) 就業人数 実人数 89人 延べ人数 49,861人(請負・委任 28,950人、派遣 20,911人)
<p>【効率性】</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black; padding: 5px;">A</p>	<p>シルバー人材センター事業においては、運営の補助として補助金を交付している。 会員数の増加により、高齢者の閉じこもり予防や介護予防にもつながっており、効果的である。</p>
<p>【必要性】</p> <p>・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び事業推進に当たっての課題等)</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black; padding: 5px;">A</p>	<p>高齢者の増加とともに、就労に生きがいを求める高齢者が増加すると考えられ、高齢者の就業の機会を確保し、就業を援助するシルバー人材センターに補助金を交付することにより支援を行っている。</p>
<p>【公平性・透明性】</p> <p>・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black; padding: 5px;">A</p>	<p>桐生市にお住いの健康で働く意欲のある原則60歳以上の者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同する者については、等しく受け入れを実施している。</p>
<p>【優位性・独自性】</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black; padding: 5px;">B</p>	<p>各市にシルバー人材センターが設置されており、各市ともに補助金を支出している。</p>
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 2px solid black; padding: 5px;">現状のまま維持</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>就業を通じ生きがいと求める高齢者は増加すると見込まれ、シルバー人材センターの補助を通じ、生きがいの創出の支援を行った。コロナ禍で減少した会員数も回復傾向にある。 今後も高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の生きがいや地域の担い手の確保という観点から、当該事業の意義はますます高まっていくものと考えられ、引き続き会員数の増強や受注拡大を含め、同センターの事業活動を支援していくことが求められる。</p>
	<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 2px solid black; padding: 5px;">執行方法等の工夫・見直し</p>
<p>最終評価</p>		<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 2px solid black; padding: 5px;">執行方法等の工夫・見直し</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		訪問指導事業		整理番号	31	
2 予算科目		4 款	1 項	4 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）
3 事業期間		年度から 年度まで		健康増進法17条第1項	8 総合戦略への掲載	
4 事務分類		法定受託事務	<input type="radio"/>	自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律第125条	9 市長公約での位置付け 無 No
5 国県補助		県2/3、県10/10				
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		
		方法		どのような状態にしたいか（意図）		
		<input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理		市民（保健指導が必要な人及びその家族）		
		<input type="radio"/> 補助金 <input type="radio"/> 貸付		健康に関する問題の把握、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止、健康の保持増進を図る		
		<input type="radio"/> その他（ ）				
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
対象者抽出		健診結果から該当者を抽出する				
実施起案・委託契約		実施についての起案、受託事業の契約事務				
地区担当との連絡調整		マニュアル、配布物、報告方法などの連絡調整を行う				
日報作成		訪問結果を報告し、管理栄養士に引き継ぎを行う				
補助金調書等作成		実施結果をもとに補助金申請のための調書を作成する				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	322		537	
	人件費		千円	4,088		4,088	
	内訳	職員	人/千円	0.56	4,088	0.56	4,088
		再任用職員	人/千円	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人/千円	0	0	0	0
総コスト		千円	4,410		4,625		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	44		46		
財源内訳	国・県支出金		千円	21		22	
	起債		千円	0		0	
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	0		0	
	その他特財		千円	369		371	
一般財源		千円	4,020		4,232		
2 活動指標	糖尿病重症化予防訪問		目標値	回	84	58	
	目標42人×2回		実績値	回	50		
	実績21人×2回+8人=50回		達成度	%	60	0	
	健康状態不明者訪問		目標値	回	40	45	
	目標40人		実績値	回	26		
	実績26人		達成度	%	65	0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	糖尿病重症化予防介入割合		目標値	人	42	29	
	目標42人		実績値	人	29		
	実績29人		達成度	%	69	0	
	健康状態不明者介入割合		目標値	人	40	45	
	目標40人		実績値	人	26		
	実績26人		達成度	%	65	0	

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

訪問指導事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	訪問し、本人や家族との会話、生活環境などの把握から適切な保健指導を行うことができる。健診を受けた結果をそのままにすることなく、また、通院中であっても服薬管理や栄養の管理が重要であることや、適正な受診方法についてアドバイスなどができる。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	集団で行う健康教育などに比べると1人の介入に対し人件費や時間はかかるが、訪問指導は健康教育の場に出かけてこないハイリスクな個人へのアプローチを目的としている。 糖尿病の重症化予防については、大きな合併症のリスクを減らし、将来的には医療費の削減につなげることを目的としている。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	健康増進への取り組みは、自発的に取り組める人と他者からの介入が必要な人がおり、健康格差の解消やだれ一人取り残さない健康づくりの仕組みを推進する上では、市の保健衛生専門職が個人に働きかけを行う訪問指導は今後も必要である。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	健診受診後、基準値をもとに対象者を抽出しており、必要な人に公平に訪問指導を実施できている。また、訪問前には対象者に通知し、あらかじめ知らせておくことや本人の意思により訪問を拒否することもできる。 本人の費用負担はない。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各自治体で実施されているが、対象者や詳細な内容は地域の健康課題により異なる。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施においては、対象やアプローチ方法が明確になっているが、健康増進法に基づく訪問指導は対象者が効率や訪問に必要な環境の整備も含め工夫をし実施する必要がある。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 一次評価のとおり。重症化予防に向け、効率的な対象者へのアプローチ方法等を検討されたい。
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名 要介護認定（認定審査事業）		整理番号	32	
		担当	部・局 課・所・室 係(担当)	保健福祉部 健康長寿課 介護審査係
2 予算科目 (特会) 1 款 3 項 1 目	6 根拠法令等 (主なもの)		7 第六次総合計画での位置付け (基本計画)	
3 事業期間 平成12 年度から 年度まで	介護保険法		8 総合戦略への掲載	
4 事務分類 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務			9 市長公約での位置付け 無 No	
5 国県補助 なし				
10 事業概要	目的	誰・何を (対象)		どのような状態にしたいか (意図)
		要介護者 (要支援者)		会議認定審査会において、介護を必要とする度合い (要介護度) を審査・判定する。
	方法	<input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理 <input type="radio"/> 補助金 <input type="radio"/> 貸付 <input type="radio"/> その他 ()		
11 主な業務内容 (どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載)				
業務名		業務内容概要		
認定調査票の確認		調査員から提出された調査票のチェック。記入漏れや不明点等の確認、修正		
主治医意見書		主治医意見書の確認		
審査会開催の準備 (資料作り～配送)		認定調査票・主治医意見書のデータをシステムに入力し資料を作成し、審査員の手元へ直接配送している。		
介護認定審査会開催		委託した調査員から提出された調査票すべて市職員が確認し、誤字脱字、チェックミス等があった場合は連絡をして聞き取りをし修正を行っている。この作業に多くの時間を費やしている。		
審査会開催結果		結果発送の準備処理		

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度 (実績)		令和7年度 (見込み)		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	12,615		40,152		
	人件費	千円	26,809		26,809		
	内訳	職員	人/千円	3.33	24,309	3.33	24,309
		再任用職員	人/千円	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人/千円	1.00	2,500	1.00	2,500
総コスト		千円	39,424		66,961		
市民1人当たり (R7.3.31時点)		円	392		666		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額 (負担金、使用料、手数料、実費)	千円					
	その他特財 一般財源	千円	39,424		66,961		
2 活動指標	要介護 (要支援) 認定申請件数に伴う認定審査件数	目標値	申請件数	6,523	7,000		
		実績値	審査数	6,565			
		達成度	%	101	0		
	1合議体あたりの平均審査件数	目標値	件	26	20		
		実績値	件	25			
		達成度	%	97	0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	平均申請処理期間 (法的規定は30日以内)	目標値	日	40	40		
		実績値	日	45			
		達成度	%	89	0		
	審査判定に対する不服申立件数	目標値	件	0	0		
		実績値	件	0			
		達成度	%	#DIV/0!	#DIV/0!		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

要介護認定（認定審査事業）

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	事業の活動量に見合った成果が出ており、事業を継続することにより成果の更なる向上が期待できる。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	時間外の縮減に向けて、定期的に事務の実施手順等を検証し、事務の効率化に向けた見直しを行っている。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	法律等に位置付けられており、市の意思では廃止・見直しができない。審査会の事前に審査資料を熟読する必要があり、かなりの負担が掛かっているため、今後委員の担い手不足が懸念される。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	他市と比較する事業ではないが、研修等で委員は共通の認識をもって臨んでいるため、公平性は保たれているものとする。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	審査件数については、各自治体の審査会の進め方が異なり一概に比較できないことから、参考に明示する。 ■申請から結果までの日数。(R7.4/4時点) ※介護保険法第27条11項により、申請から30日以内に認定結果を出すように規定されている。 (全国) 40.2日(群馬県) 40.5日(前橋市) 33.2日(高崎市) 37.1日(伊勢崎市) 44.2日 (太田市) 49.3日(みどり市) 42.2日(館林市) 44.2日【桐生市】 44.9日
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	審査会資料の確認・印刷・配送等の負担を減らすことを目的に、審査会システムを導入することでペーパーレス・リモート審査会を実施。そのことにより事務局並びに審査員の作業効率が向上できる。(令和7年度中の1月以降より稼働予定。)
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	法定の処理日数内で認定結果が出せるよう、システム導入により業務効率化に努められたい。 また、今後の委員の担い手不足対応のため、現状7名の合議体の委員定数について、減員した場合の影響等について研究をされたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名 要介護認定（認定調査事業）		整理番号	33	
		担当	部・局 課・所・室 係(担当)	保健福祉部 健康長寿課 介護審査係
2 予算科目 (特会)1 款 4 項 1 目	6 根拠法令等（主なもの）		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	
3 事業期間 平成12 年度から 年度まで	介護保険法		8 総合戦略への掲載	
4 事務分類 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務			9 市長公約での位置付け 無 No	
5 国県補助				
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）
		要介護（要支援）認定申請者		介護を必要とする度合い（要介護度）を審査・判断するために、介護認定調査を実施する。
	方法	<input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理 補助金 貸付 その他（ ）		
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
業務名		業務内容概要		
申請受付		本人、家族、居宅支援事業者等から介護認定申請を受ける。申請時に認定調査の説明を行う。		
主治医意見書作成依頼		市から主治医に「主治医意見書」の作成依頼を行う。		
訪問調査		新規申請の場合は、市職員が日程調整を行い申請者の自宅を訪ね、国で定めた要介護認定調査票を基に心身状態などについて、自宅・病院・施設において認定調査を行う。更新・変更申請は居宅支援事業所等にも依頼をし調査を行っている。		
調査票の確認		委託した調査員から提出された調査票すべて市職員が確認し、誤字脱字、チェックミス等があった場合は連絡をして聞き取りをし訂正を行っている。この作業に多くの時間を費やしている。		
調査票、意見書の入力		調査票、主治医の意見書をシステムに入力する。		

II 事業実績(D0)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	39,322		76,706		
	人件費	千円	33,761		37,361		
	内訳	職員	人 千円	2.57	18,761	2.57	18,761
		再任用職員	人 千円	0.00	0	1.00	3,600
		会計年度任用職員等	人 千円	6.00	15,000	6.00	15,000
総コスト		千円	73,083		114,067		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	727		1,135		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財 一般財源	千円	73,083		114,067		
2 活動指標	認定調査実施件数	目標値	申請件数	6,523	7,000		
		実績値	調査数	6,637			
	達成度	%	102		0		
	3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	平均申請処理期間 (法的規定は30日以内)	目標値	日	40	40	
実績値			日	45			
達成度			%	89		0	
		目標値	件				
		実績値	件				
達成度	%						

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

要介護認定（認定調査事業）

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	事業の活動量に見合った成果が出ており、事業を継続することにより成果の更なる向上が期待できる。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	時間外の縮減に向けて、定期的に事務の実施手順等を検証し、事務の効率化に向けた見直しを行っている。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	法律等に位置付けられており、市の意思では廃止・見直しができない。全体的なケアマネ不足の現状により、委託する認定調査の件数が大幅に減少している。そのことによる課員の育成や会計年度任用職員の継続的な雇用が課題になっている。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	委託している調査員に対し月1回、市で作成したワンポイントアドバイスのチラシを送付するなど、共通の認識をもって臨んでいる。また、直営・委託で新たに調査員になる人に対し、県主催のイーラーニングの研修も随時案内もっている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	■申請から結果までの日数。(R7.4/4時点) ※介護保険法第27条11項により、申請から30日以内に認定結果を出すように規定されている。 (全国) 40.2日(群馬県) 40.5日(前橋市) 33.2日(高崎市) 37.1日(伊勢崎市) 44.2日 (太田市) 49.3日(みどり市) 42.2日(館林市) 44.2日【桐生市】 44.9日
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	日数の短縮、訪問調査の件数増加、特記事項の制度を担保するなど、訪問調査内容の精度向上を目的に認定調査員システムを構築することで、業務効率化を図ることができる。(令和7年度中の1月以降より稼働予定。)
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	法定の処理日数内で認定結果が出せるよう、システム導入により業務効率化に努められたい。
最終評価	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名 成年後見制度利用支援事業		整理番号 34
		担当 部・局 保健福祉部 課・所・室 健康長寿課 係(担当) 長寿支援係
2 予算科目 (特会)4 款 3 項 1 目	6 根拠法令等 (主なもの)	7 第六次総合計画での位置付け (基本計画) ○
3 事業期間 年度から 年度まで	桐生市成年後見制度利用支援事業実施要綱	8 総合戦略への掲載
4 事務分類 法定受託事務 ○ 自治事務		9 市長公約での位置付け 無 No
5 国県補助 なし		
目的 誰・何を (対象) 成年後見制度にて市長申立てを行う高齢者等		どのような状態にしたいか (意図) 経済的支援
方法 直接実施 委託・指定管理 ○ 補助金 貸付 その他 ()		
10 事業概要	事務事業の詳しい内容 (R6年度実施した内容を必ず記載) ○成年後見制度を利用する高齢者等へ、申立て経費や後見人等への報酬支払に係る助成。 ・申立て費用 5人分 (R6)、0人分 (R5) ・後見人等報酬 2人分 (R6)、4人分 (R5) ○中核機関を設置 (福祉課・健康長寿課の合同) (R6~)	
11 主な業務内容 (どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載)		
業務名	業務内容概要	
成年後見申立登記手数料及び郵便料の支払い	成年後見申立登記手数料及び郵便料の支払い (地方裁判所へ)	
成年後見制度利用支援事業補助金の支払い	成年後見制度利用支援事業補助金の支払い (選任された被後見人等へ)	

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度 (実績)		令和7年度 (見込み)		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	441		1,325		
	人件費	千円	3,285		3,285		
	内訳	職員	人 千円	0.45	3,285	0.45	3,285
		再任用職員	人 千円		0		0
		会計年度任用職員等	人 千円		0		0
		総コスト	千円	3,726		4,610	
	市民1人当たり (R7.3.31時点)	円	37		46		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額 (負担金、使用料、手数料、実費)	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	3,726		4,610		
2 活動指標	成年後見制度利用支援事業利用者	目標値	人	7	7		
		実績値	人	5			
		達成度	%	71	0		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	報酬助成利用者	目標値	人	5	5		
		実績値	人	2			
		達成度	%	40	0		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

成年後見制度利用支援事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	認知症等にて自己判断ができない高齢者等の人権が守られる。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	A	申立て費用及び後見人等報酬のみで、高齢者等の人権が守られるため、費用対効果は大きい。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	今後、ますます自己判断の出来なくなる高齢者等は増えていくと思われるため、必要性は増していく。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	自己判断の出来なくなる高齢者等を守るため、本制度は必要不可欠である。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	県内他市でも、同様の制度がある。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	まだまだ認知度の低い制度のため、事業PRをいかに効率的に行うかが、重要である。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	一次評価のとおりであるが、本制度について、利用が推奨される対象者に対してどの程度利用されているのかを把握するとともに、成年後見人の人材確保も併せて進められたい。 また、本業務に係員約0.5名の人工を割いている状況であるが、業務分担も含めて見直しされたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		見舞金支給事業		整理番号	35	
2 予算科目		3	款	1	項	1
3 事業期間		年度から		年度まで		6 根拠法令等（主なもの）
4 事務分類		法定受託事務		○		自治事務
5 国県補助						桐生市特定疾患患者見舞金支給要綱
						桐生市人工肛門及び人工膀胱受術者見舞金支給要綱
						桐生市原子爆弾被爆者慰問金支給要綱
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）
		特定疾患患者、人工肛門・人工膀胱受術者、原子爆弾被爆者		患者や被爆者等とその家族を慰め、福祉の増進を図る		
		方法		○		直接実施
						委託・指定管理
						補助金
						貸付
						その他（ ）
		11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
		業務名				
		業務内容概要				
		見舞金支給手続き				
		見舞金受給申請、資格の可否を確認、指定口座への振込				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	2,303		2,938		
	人件費	千円	1,460		1,460		
	内訳	職員	人	0.2	1,460	0.2	1,460
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	3,763		4,398	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	37		44		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
一般財源		千円	3,763		4,398		
2 活動指標	特定疾患見舞金受給者数	目標値	人	79	100		
		実績値	人	79	100		
		達成度	%	100	100		
	人工肛門・膀胱見舞金受給者数	目標値	人	35	45		
		実績値	人	35	45		
		達成度	%	100	100		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	特定疾患見舞金受給者数	目標値	人	79	100		
		実績値	人	79	100		
		達成度	%	100	100		
	人工肛門・膀胱見舞金受給者数	目標値	人	35	45		
		実績値	人	35	45		
		達成度	%	100	100		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

見舞金支給事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>B</p>	<p>○特定疾患患者見舞金受給者数 令和2年度 95名 令和3年度 101名 令和4年度 104名 令和5年度 104名 令和6年度 79名</p> <p>○人口肛門・膀胱受術者見舞金受給者数 令和2年度 38名 令和3年度 33名 令和4年度 38名 令和5年度 49名 令和6年度 35名</p>
<p>【効率性】</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>B</p>	<p>平成29年度に毎月支給していた見舞金を生涯1回限りとした。</p>
<p>【必要性】</p> <p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>B</p>	<p>患者とその家族の経済的・精神的な負担を軽減し、福祉の増進を図ることができる。</p>
<p>【公平性・ 透明性】</p> <p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>	<p>B</p>	<p>障害福祉係で身体障害者手帳を受け取った後、社会福祉係に案内してもらい、申請漏れがないようにしている。</p>
<p>【優位性・ 独自性】</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>	<p>B</p>	<p>前橋市、伊勢崎市、太田市、みどり市の支給回数は生涯1回限り、高崎市は該当する限り毎年支給。</p>
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など</p>		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p>
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>
<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>意見</p>
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>
<p>最終評価</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>意見</p>
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		総合福祉センター管理事業		整理番号	36						
2 予算科目		3 款	1 項	3 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○				
3 事業期間		H20	年度から	年度まで	身体障害者福祉法	8 総合戦略への掲載					
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例	9 市長公約での位置付け	No				
5 国県補助											
10 事業概要	目的			誰・何を（対象）				どのような状態にしたいか（意図）			
				<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者、障害者団体、ボランティア団体、福祉関係団体、一般市民 				<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が安心して生活ができる・障害者の社会参加促進 ・障害者、ボランティアの活動拠点・ノーマライゼーションの実現 			
	方法			<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）											
業務名		業務内容概要									
指定管理に関する手続き		指定管理に係る基本協定、年度協定の締結、指定管理料の支出、指定管理のモニタリング									

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）			
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	21,221		22,412		
	人件費		千円	1,314		1,460		
	内訳	職員	人	千円	0.18	1,314	0.20	1,460
		再任用職員	人	千円	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	千円	0	0	0	0
	総コスト		千円	22,535		23,872		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	224		238			
財源内訳	国・県支出金		千円					
	起債		千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	1,246		1,245		
	その他特財 一般財源		千円	21,289		22,627		
2 活動指標	会館日数	目標値	日	339		339		
		実績値	日	339		339		
		達成度	%	100		100		
		目標値						
		実績値						
		達成度	%					
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	利用者延べ数	目標値	人	37,864		39,757		
		実績値	人	37,864		39,757		
		達成度	%	100		100		
		目標値						
		実績値						
		達成度	%					

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

総合福祉センター管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	障害者福祉の拠点として、有効的な利用が図られている。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	直営で実施する場合には、現状よりも人件費等のコストが高むものとする。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	総合福祉センターは、旧桐生市立南中学校を改修し平成21年2月に開設され、社会福祉協議会、障害者の方への創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進を図るための地域活動支援センター、障害者相談支援事業所等及び利用者間の交流の場として地域交流コーナーを設けており、障害者福祉や地域福祉の拠点として必要な事業である。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	指定管理者の選定は、公募で行われている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	A	施設の規模の違いはあるが、他市においても同様の施設あり。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま 維持 今後も広報誌やホームページ等により周知活動に努めるとともに、利用者へのアンケートを実施するなど利用者の意見を聞きながら、より利用しやすい施設にしていく。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 施設の効率的な管理運営、サービス水準の向上等について、モニタリングを引き続き行い、客観的に評価・検証を実施されたい。 また、指定管理者の自主事業等の研究を行い、指定管理料のコスト削減を図られたい。
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		点字図書館管理事業		整理番号	37	
2 予算科目		3	款	1	項	3
3 事業期間		昭和39	年度から		年度まで	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市点字図書館条例	
5 国県補助		国1/2				
6 根拠法令等（主なもの）		身体障害者福祉法		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）		
8 総合戦略への掲載						
9 市長公約での位置付け		No				
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
	方法	直接実施	○	委託・指定管理	補助金	貸付
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
指定管理に関する手続き		指定管理に係る基本協定、年度協定の締結、指定管理料の支出、指定管理のモニタリング				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト	単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）			
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	10,312		10,857		
	人件費	千円	949		949		
	内訳	職員	人	0.13	949	0.13	949
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0	0	0	0
	総コスト	千円	11,261		11,806		
市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	112		117			
財源内訳	国・県支出金	千円	5,156		6,171		
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
2 活動指標	図書蔵書数	目標値	冊	32,241	32,176		
		実績値	冊	32,241	32,176		
		達成度	%	100	100		
	点訳・朗読ボランティア養成講座開催数	目標値	回	20	20		
		実績値	回	20	20		
		達成度	%	100	100		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	図書利用数	目標値	冊	5,456	4,801		
		実績値	冊	5,456	4,801		
		達成度	%	100	100		
	点訳・朗読ボランティア養成講座受講者数（延べ人数）	目標値	人	113	112		
		実績値	人	113	112		
		達成度	%	100	100		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

点字図書館管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	図書だけでなく、市の広報や議会だより、ごみカレンダーなど日常生活に必要な情報も点訳、音訳により提供することにより、視覚障害者の情報取得がなされている。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	直営で実施する場合には、現状よりも人件費等のコストが高むものとする。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	視覚障害者への日常生活や社会生活上の情報を提供するために必要である。
・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・透明性】	A	指定管理者の選定は、公募で行われている。
・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載		
【優位性・独自性】	A	県内には、群馬県立点字図書館と、本市のみとなっている。
・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	点字図書館は、図書の貸し出しだけでなく、点字図書や録音図書を製作することも重要な役割である。今後は図書のデジタル化や多様化する利用者のニーズに対応して、図書の製作機能の充実やボランティアの養成が必要と思われる。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	県内に県立のものと同施設2か所しかない点字図書館という意義を市で有効かつ必要十分に活用できているか検証されたい。その結果如何で、県施設への移管等も視野に入れた見直しの余地がないかを改めて検証されたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分）

桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		障害者支援区分認定事業		整理番号	38	
2 予算科目		3 款	1 項	3 目	6 根拠法令等（主なもの）	
3 事業期間		平成18 年度から		年度まで	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	
4 事務分類		法定受託事務	<input type="radio"/>	自治事務	8 総合戦略への掲載	
5 国県補助					9 市長公約での位置付け 無 No	
10 事業概要		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
目的		障害者		必要な支援の度合いを客観的に示す障害支援区分を認定することにより、サービスの適正支給・適正利用を図り、障害者が安心して暮らすことができるようにする。		
方法		<input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理		補助金	貸付	その他（ ）
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
審査会開催業務		障害支援区分の認定及び有効期間を定めるため、障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者として委嘱した委員による審査会を月1回開催。認定調査票・医師意見書の内容確認を行った上で、あらかじめ資料として配付している。				
認定調査業務		障害支援区分認定の一次判定に必要な認定調査について、職員に割り振った上で実施。一部は委託契約を結んだ相談支援事業所に実施を依頼している。				
医師意見書確認・手数料支出業務		障害支援区分認定の一次判定に必要な医師意見書の内容確認及び作成手数料の支出。				
通知発送業務		障害支援区分の更新手続きが必要な該当者への通知・提出確認、審査結果通知の発送。				

II 事業実績(D0)

1 事務事業コスト	単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）			
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	2,556		2,842		
	人件費	千円	7,684		7,855		
	内訳	職員	人	0.83	6,059	0.85	6,205
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0.65	1,625	0.66	1,650
	総コスト	千円	10,240		10,697		
市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	102		106			
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	10,240		10,697		
2 活動指標	障害支援区分認定者数	目標値	人	324	360		
		実績値	人	324	360		
		達成度	%	100	100		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	障害福祉サービス延べ利用件数	目標値	件	17,176	17,124		
		実績値	件	17,176	17,124		
		達成度	%	100	100		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

障害者支援区分認定事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	二次審査件数：令和5年度268件、令和6年度324件 必要な支援の度合いを示すための指標である障害支援区分に基づき障害福祉サービスの支給量を決定することにより、公平性の確保・給付費の適正化を図っている。
【効率性】	B	障害福祉サービスの支給決定基準として、障害支援区分ごとに基本となる支給量が定められおり、利用者に応じた適正な区分認定を行うことにより、給付費の適正化を図ることができる。
【必要性】	B	障害福祉サービス給付費の適正化を図る上で不可欠な業務である。 国で統一したマニュアルが示されているが、調査員に判断が委ねられる部分もあり、調査員ごとの判断のずれが審査に影響しないよう、審査会に提示する前に全ての調査票を見直す必要がある。
【公平性・透明性】	B	審査対象者が利用している施設等に所属する委員は当該対象者の審査・判定に加わることができないこととなっており、あらかじめ協議体間で割り当て調整を行った上で、個人の特定につながる情報は伏せて資料を提示している。 医師意見書の作成料は公費負担となっているが、医療機関への依頼・市への提出に関しては利用者（保護者）が対応することを基本としている。
【優位性・独自性】	B	法令の規定に基づく事業であり、他自治体でも概ね同様の流れで行われている。
【その他（特記事項）】		※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	法令の規定に則って実施しており、公平性の確保・給付費の適正化を図る上で必須の事業である。事業の実施そのものに関して判断の余地はないが、審査会委員の負担軽減や、審査資料作成・認定調査実施に関する事務の効率化については継続して検討していく必要がある。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	一次評価のとおり。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分）

桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		戦没者追悼式事業		整理番号	39	
2 予算科目		3	款	1	項	4
3 事業期間		年度から		年度まで		6 根拠法令等（主なもの）
4 事務分類		法定受託事務		○		自治事務
5 国県補助						7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）
		戦没者とその遺族		追悼の誠を捧げると共に遺族を慰め、平和を祈念する		
		方法		○ 直接実施		委託・指定管理 補助金 貸付 その他（ ）
		10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）				
		日 時：令和6年10月31日（木）午前10時から11時30分				
		会 場：美喜仁桐生文化会館 スカイホール				
		参列者：138人				
		実施内容				
		(1) 開会の辞				
		(2) みたま迎え				
		(3) 詩の朗読				
		(4) 国家吹奏				
		(5) 式辞				
		(6) 追悼の辞				
		(7) 黙とう				
		(8) 献花				
		(9) みたま送り				
		(10) 謝辞				
		(11) 閉式の辞				
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
業務名		業務内容概要				
関係各所の調整		依頼・調整（市長、議長、消防、社会福祉協議会、遺族会など）、会場予約（美喜仁桐生文化会館）				
周知		広報きりゅう、ホームページ、部長会議、全庁掲示板など、関係各所への開催通知発送				
物品手配		花、供物など				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	664		726	
	人件費		千円	4,015		4,015	
	内訳	職員	人	0.55	4,015	0.55	4,015
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	4,679		4,741	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	47		47		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	4,679		4,741	
2 活動指標	参列依頼数	目標値	人	714	700		
		実績値	人	714	700		
		達成度	%	100	100		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	参列者数	目標値	人	320	320		
		実績値	人	138	150		
		達成度	%	43	47		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

戦没者追悼式事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	遺族の高齢化に伴い参列者が減少傾向にある。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	舞台装飾手数料や献花など生花の高騰のため、削減は難しい。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	B	戦争で犠牲となった人々を追悼し、戦争の悲劇を繰り返さないという誓いを新たにする機会となっている。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	B	遺族だけでなく、一般市民も参加できる式となっている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	ほとんどの自治体で実施されている。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	遺族の高齢化に伴い、参列者が年々減少傾向にあるため、遺族の孫やひ孫の参列を促したり、若い世代へ戦争の悲惨さを伝えていくためにも、児童や生徒が参加できるようにするなど、研究していきたい。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	一次評価のとおり。他市の参列者の状況も調査されたい。
最終評価	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		福祉医療費助成事業		整理番号	40		
2 予算科目		3 款	1 項	5 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		昭和49 年度から	年度まで		桐生市福祉医療費助成条例	8 総合戦略への掲載	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市福祉医療費助成条例施行規則	9 市長公約での位置付け	有 No 5
5 国県補助		県1/2		群馬県福祉医療費補助金交付要綱			
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）	
		○ 直接実施		委託・指定管理		補助金 貸付 その他（ ）	
		医療受給者		心身障害者、母子父子家庭等及び子どもを対象とした福祉		医療費の自己負担を軽減し疾病の早期治療を促す	
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）					
資格管理（年次更新）		資格取得、資格喪失、住所及び健康保険の変更の管理。有効期間の更新処理。					
現物給付過誤処理・支出		現物給付データの資格確認をし喪失後の受診については、返戻処理をする。国保連合会への福祉医療費の支出管理。					
現金給付支給決定・支出		償還払い申請の審査・支給決定。申請者への福祉医療費の支出管理。					
県補助金交付申請・月報		県補助対象分の補助金交付申請と実績報告。それに伴う毎月の月報作成。					
返還金請求		支給した福祉医療費に対する高額療養費、資格喪失後支給、第三者行為等が確認された場合の返還請求と返還金管理。					

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	916,923		994,941		
	人件費	千円	22,719		22,719		
	内訳	職員	人	2.53	18,469	2.53	18,469
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人	1.7	4,250	1.7	4,250
	総コスト	千円	939,642		1,017,660		
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	9,348		10,125		
財源内訳	国・県支出金	千円	409,830		458,420		
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	529,812		559,240		
2 活動指標	年間平均受給対象者数	目標値	人	15,724	14,575		
		実績値	人	15,093			
		達成度	%	96	0		
	支給件数	目標値	件	299,368	324,544		
		実績値	件	280,881			
		達成度	%	94	0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	福祉医療費助成金額	目標値	千円	984,115	972,678		
		実績値	千円	898,084			
		達成度	%	91	0		
		目標値					
	実績値						
	達成度	%					

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

福祉医療費助成事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	<p>現行制度の枠組みの範囲において、健康管理の向上と福祉の増進に寄与し最大限の成果をあげているものと認識している。R6年度実績 受給対象者：15,093人 支給件数：280,881件 助成額：898,084千円</p>
<p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)</p>		
【効率性】	B	<p>現行の事務手続きは、県内全市町村においてほぼ同様に行われており、概ね良好に機能している。</p>
<p>・費用対効果の面から記載</p>		
【必要性】	A	<p>群馬県において、昭和43年に「福祉群馬」を宣言し福祉施策の推進が図られとともに、県内市町村においても受給対象者の健康管理の向上に寄与するため、医療費の自己負担を軽減し疾病の早期治療を促している。</p>
<p>・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び事業推進に当たっての課題等)</p>		
【公平性・透明性】	A	<p>受給対象者については県内市町村において県の動向と併せて条例で定められており、資格該当要件の審査の公平性は確保されている。</p>
<p>・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載</p>		
【優位性・独自性】	A	<p>母子父子家庭において、桐生市は所得制限を設けていないが、前橋市、みどり市は設けている。</p>
<p>・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。</p>		
【その他(特記事項)】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま維持	<p>県及び関係各部署との連携を強化し、安定した事業の継続維持に努めることが必要である。</p>
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま維持	<p>一次評価のとおり。</p>
最終評価	今後の方向性		意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま維持	<p>二次評価のとおり。</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名 保健衛生普及費		整理番号 41
		担当 部・局 保健福祉部 課・所・室 医療保険課 係(担当) 国保係
2 予算科目 (特会)5 款 1 項 2 目	6 根拠法令等 (主なもの)	7 第六次総合計画での位置付け (基本計画)
3 事業期間 昭和33 年度から 年度まで	国民健康保険法82条	8 総合戦略への掲載
4 事務分類 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務	健康増進法第4条	9 市長公約での位置付け 無 No
5 国県補助 有		
目的 誰・何を (対象) 被保険者の医療費適正化		どのような状態にしたいか (意図) ジェネリック医薬品普及率 (数量ベース) 交付金加点基準である80%以上の継続
方法 <input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理 <input type="radio"/> 補助金 <input type="radio"/> 貸付 <input type="radio"/> その他 ()		
10 事業概要	事務事業の詳しい内容 (R6年度実施した内容を必ず記載) 保健衛生普及費は、被保険者に対する制度周知等を行うことにより、健康保持増進への理解を図るとともに医療費適正化への取り組みを促すための事業である。 具体的には、ジェネリック医薬品差額通知の送付・医療費通知の送付を行っている。 ジェネリック医薬品差額通知については、厚生労働省においてジェネリック医薬品普及率 (数量ベース) 80%以上を目標として定めていることから、桐生市においても引き続き普及率80%以上を保持し続けられるよう、ジェネリック医薬品に置き換えることで差額が200円以上発生する対象者に対して、年に2回、8月・2月に通知しているところである。 また、医療費通知については、年4回、自身のかかっている医療費への関心を高めてもらうよう、保険医療機関を受診した人に対して受診点数等の情報を送付している。	
11 主な業務内容 (どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載)		
業務名	業務内容概要	
ジェネリック医薬品差額通知の送付	ジェネリック医薬品に切り替えることにより、どれくらい医療費が削減できるのか知ってもらう。	
医療費通知の送付	年4回の通知発送により、被保険者に医療費の明細を知らせ、健康管理を意識してもらう	

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度 (実績)		令和7年度 (見込み)		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	5,263		7040		
	人件費	千円	6,329		6,329		
	内訳	職員	人 千円	0.73	5,329	0.73	5,329
		再任用職員	人 千円		0		0
		会計年度任用職員等	人 千円	0.4	1,000	0.4	1,000
	総コスト	千円	11,592		13,369		
	市民1人当たり (R7.3.31時点)	円	115		133		
財源内訳	国・県支出金	千円	53		108		
	起債	千円	0		0		
	受益者負担額 (負担金、使用料、手数料、実費)	千円	0		0		
	その他特財	千円	1,460		1,460		
	一般財源	千円	10,079		11,801		
2 活動指標	ジェネリック医薬品差額通知発送回数	目標値	回	2	2	2	
		実績値	回	2	2	2	
		達成度	%	100	100	100	
	医療費通知発送回数	目標値	回	4	4	4	
		実績値	回	4	4	4	
		達成度	%	100	100	100	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	ジェネリック医薬品普及率 (数量ベース)	目標値	%	80.0	80.0	80.0	
		実績値	%	84.3			
		達成度	%	105	0	0	
		目標値					
		実績値					
	達成度	%					

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

保健衛生普及費

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	<p>本事業は、県内他市町村でも実施しており、被保険者の健康意識を高めるために効果があるものと認識している。</p> <p>ジェネリック医薬品の普及率については目標値を達成する状況が続いており、引き続き、高い値を維持するためにも事業継続が必要なものとする。</p>
【効率性】	A	<p>医療費通知に関しては、通知のタイミングを見直すことで保険者努力支援交付金の加点対象となり、また、ジェネリック医薬品差額通知についてはデータ処理及び通知用紙の料金が特別調整交付金の対象とされているため最小限の費用で事業を行うことができる。</p>
【必要性】	B	<p>被保険者の減少・高齢化率の上昇等による一人当たり医療費の増加が続いている中で国民皆保険を維持するためには、被保険者の健康を増進することにより一人当たりの医療費の削減を図ることが重要となる。そのためには、被保険者自らに医療費適正化を意識し、行動していただくことが必要となるが、そのための動機づけとして必要な事業である。</p>
【公平性・透明性】	A	<p>一定の基準のもと、対象者に通知を行っている。受益者負担について特に課題はなく、妥当と考える。また、ホームページ等で情報を公開している。</p>
【優位性・独自性】	B	<p>他自治体と同様に通知している。</p> <p>現在、令和15年を目標として国保税率の群馬県内統一を目指しており、それに伴い各事業の共通化を図っているところである。</p>
【その他(特記事項)】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載</p> <p>例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま維持	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>前述のとおり、令和15年を目標とした県内国保税率の統一を目指し、各事業の県内共通化作業を行っているところである。</p>
二次評価 (内部評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	執行方法等の工夫・見直し	<p>意見</p> <p>一次評価のとおり、今後も医療費抑制につながる効率的な方策について検討するとともに、本業務の人工について、業務分担も含めて見直しされたい。</p>
最終評価	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	執行方法等の工夫・見直し	<p>意見</p> <p>二次評価のとおり。</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		救急医療対策事業		整理番号	42	
2 予算科目		4	款	1	項	1
3 事業期間		昭和52	年度から		年度まで	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務		
5 国県補助		(医療従事者の確保に関する施策等)				
6 根拠法令等（主なもの）		医療法第30条の3				
7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）		○				
8 総合戦略への掲載						
9 市長公約での位置付け		無 No				
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
		桐生保健医療圏内住民（桐生市、みどり市）		医療機関の診療時間外において、救急医療体制を確保する。		
	方法	直接実施	○	委託・指定管理	○	補助金 貸付 其他（ ）
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
委託契約関連業務		委託契約の締結、委託料の支払い、事業実績報告の確認（契約内容履行の確認）等に関する業務（在宅当番医制のみ）。				
補助金交付関連業務		補助金の交付、精算等に関する業務（在宅当番医以外）。				
広報等関連業務		当番医等休日夜間等の医療機関の開院状況（土日祝・お盆・年末年始等）の周知に関する業務。				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	62,158		62,248		
	人件費	千円	2,555		2,555		
	内訳	職員	人	0.35	2,555	0.35	2,555
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト	千円	64,713		64,803		
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	644		645		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円	19,762		19,790		
	一般財源	千円	44,951		45,013		
2 活動指標	開設日数：病院群輪番制（夜間と休日の昼間の合計）	目標値	日	437	438		
		実績値	日	437	438		
		達成度	%	100	100		
	初期救急の延べ開設箇所数（在宅当番医制・平日夜間急病診療所・休日歯科診療所の計）	目標値	箇所	584	584		
		実績値	箇所	584	584		
		達成度	%	100	100		
3 成果指標（数値化が困難な場合はその理由も記載）	患者数（5事業合計）	目標値					
		実績値	人	15,700	16,000		
		達成度	%				
		目標値					
	実績値						
	達成度	%					

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

救急医療対策事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 5px;">A</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>患者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療機関の受診控えの影響により、令和2年度から減少していたが、令和6年度にはコロナ禍以前（令和元年度）の患者数の89%程度まで回復した。</p>
<p>【効率性】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>輪番病院の実施や、休日当番医については、開設実績に対する補助であるため、利用実績に必ずしも応じていない側面はある。 しかしながら、平日夜間診療所など、開設していること自体が市民生活の安心・安全を担保する面があるため、輪番病院との連携や、診療科目の見直し・整理などにより効率化を図る。</p>
<p>【必要性】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 5px;">A</p> <p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>地域医療への支援や、救急病院運営体制への支援は、社会情勢や経年による変化を踏まえても、事業の意義は保たれており、税金を使って実施すべき事業である。 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きいため、利用者数が時期により変動するなど、採算事業として見込むことが難しい面もあり、市が主体となって関与すべき事業である。</p>
<p>【公平性・ 透明性】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>	<p>各事業において、当番表の作成や分担の決定は医師会・歯科医師会・薬剤師会にて執り行っており、各機関の実施体制に合わせて偏りなく実施している。</p>
<p>【優位性・ 独自性】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>	<p>県内全域で同様の事業を実施しており、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の各市でも同様の当番医制度を有している。みどり市については、桐生市医師会が桐生市とみどり市双方を管轄しているため、一体的な運用となっている。</p>
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など</p>	<p>本事業は桐生市とみどり市が協定を締結して実施しているものであり、負担割合(人口割合)に応じた金額を各市が負担しているが、委託契約事務・補助金交付事務についてはすべて桐生市が行っており、事務負担の偏りが懸念事項となっている。</p>

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>現状のまま 維持</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>人件費の高騰や人口減少等により、各団体とも救急医療対策事業は赤字運営となっているため、委託料・補助金の減額は見送り。また、市民の安全、安心の確保を考えると、救急医療という観点から開設日の削減も困難と思われる。今後も事業の運営体制・手法について、各団体と協議・検討を継続していく。</p>
<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>各団体と連携し、市民生活の安心安全を確保するため、効果的・効率的な事業運営について継続して研究されたい。 また、本事業はみどり市との連携協定を締結して事業を実施しているが、事務負担の偏り解消に向けて検討されたい。</p>
<p>最終評価</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>二次評価のとおり。</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		成人予防接種事業		整理番号	43	
2 予算科目		4 款 1 項 2 目		担当	保健福祉部 課・所・室 係(担当) 地域医療感染症対策室 地域医療感染症対策係	
3 事業期間		平成13 年度から 年度まで		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		8 総合戦略への掲載		
5 国県補助		新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金(10/10)、 疾病予防対策事業費等補助金(1/2)、予防接種事故対策費負担金(3/4)		9 市長公約での位置付け	無 No	
10 事業概要	誰・何を（対象）			どのような状態にしたいか（意図）		
	目的	予防接種法で定める対象者		対象者が、予防接種について理解した上で接種することにより、 感染症の発生やまん延を防ぐとともに、自分の健康を守る。		
	方法	直接実施 ○ 委託・指定管理 補助金 貸付		その他（ ）		
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
対象者への周知		各予防接種の対象者へ実施通知及び予診票等の送付				
実施状況管理		医師会を通じて提出された予診票の診察結果、実施状況、接種間隔等を点検し正しく予防接種が行われているか確認する。間違い等があった場合は、医療機関に安全で効果的な予防接種の実施について指導する。				
定期予防接種台帳作成		予診票の点検・確認後、各予防接種について、実施状況をデータ入力する。				
委託料支払い		予診票の点検・確認後、各医療機関に委託料を振り込むための支出事務を行う。				
医師会との委託契約と医療機関への事務説明資料作成・配布		桐生市医師会に所属する各協力保険医療機関への事務説明資料や実施報告書等を作成し、配布				

II 事業実績(D0)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	240,318		379,765	
	人件費		千円	17,050		17,050	
	内訳	職員	人/千円	1.50	10,950	1.50	10,950
		再任用職員	人/千円	1.00	3,600	1.00	3,600
		会計年度任用職員等	人/千円	1.00	2,500	1.00	2,500
総コスト		千円	257,368		396,815		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	2,561		3,948		
財源内訳	国・県支出金		千円	7,246		4,046	
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
一般財源		千円	250,122		392,769		
2 活動指標	定期予防接種延接種回数 (インフルエンザ・肺炎球菌・ 新型コロナ)	目標値	回				
		実績値	回	30,032		30,000	
		達成度	%				
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	定期予防接種接種率 (インフルエンザ・肺炎球菌・ 新型コロナ)	目標値	%	40.0		40.0	
		実績値	%	38.2		38.5	
		達成度	%	95.5		96.3	
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

成人予防接種事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	インフルエンザ予防接種の自己負担額が1,500円から1,000円に下がったものの、接種率は過去5年間で最も低く自己負担額が下がったことによる成果は得られたといい難いが、肺炎球菌予防接種についても接種率が過去5年間で最も低かった。
【効率性】	A	費用対効果が認められているため、国が定期接種として定めている。任意接種一部助成についても、接種を受けることで予防効果が得られている。
【必要性】	A	おとなの定期予防接種は風しん5期を除き、全てがB類であるため、個人予防が重点であり、接種の努力義務はないが、予防接種により免疫水準を維持し、多くの人を感染症から守るために必要である。予防接種の機会を安定的に確保し、一定の接種率を確保することが予防接種の意義として重要である。 なお、定期予防接種については、法律に位置付けられており、市の意思では廃止・見直しができない事業である。
【公平性・ 透明性】	A	定期接種を行う際は、対象者にあらかじめ該当予防接種について必要な事項を十分に周知することが求められており、周知方法として個人通知とし確実な周知に努めている。任意接種の一部助成についても、広報やホームページ等を活用し周知を図っている。自己負担額については県内他市と比較しても同等であり、適切と考える。
【優位性・ 独自性】	A	予防接種法に基づく定期予防接種（B類）は、委託料や自己負担額に差が生じている予防接種もあるが、その他の内容については同様である。 任意接種の一部助成事業について、予防接種の種類は前橋・高崎・伊勢崎・太田市・みどり市と同様である。
【その他（特記事項）】	<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載</p> <p>例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>	

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま 維持	
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	本来徴収すべき本人負担金額と現行の負担金額を比較し、より適正な負担水準となるよう見直しを進められたい。
最終評価	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。